

**舟橋村立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月  
舟橋村村教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . . . 9

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」では、学校における働き方改革の一層の推進に向けて教育委員会及び学校が講ずべき措置として、教育委員会に置いて業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するに当たり、その達成しようとする目標、業務管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し、必要な事項について定めるものとするとともに、学校において学校評価の結果に基づいて学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、当該措置が業務量管理・健康確保実施計画に適合するものとなるようにしなければならないとされているところです。

この法案の趣旨を踏まえ、舟橋村教育委員会では、令和7年度中に令和8年度から令和12年度までの5年間に向けた「舟橋村立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」策定し、令和8年4月1日よりこの計画に則って、教職員の働き方改革及び業務改善をより一層進めていくものです。

## (2) 本村の現状

本村では、「とやま学校働き方推進プラン2024」の趣旨を踏まえ、各学校における教職員の働き方改革及び業務改善に取り組み、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本村における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりです。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

時間外在校等時間が45時間を超える割合が16.9%であるが、小学校では「教材研究」、中学校では「部活動」や「生徒指導対応」などの業務の負担感が大きくなっている。そこで、「学校と教師の業務の3分類」に基づいて、教員の行う業務を地域連携や校務のDX化を図ることによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

## 2. 目 標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【13日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる【24%】
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

令和8年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの3年間とし、目標の早期達成に向けて取り組む。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の期間中、業務の見直し・適正化及び必要な閑居王整備等を進めるにあたり、以下の5の重点事項に取り組む。

### 業務の見直し・適正化

重点取組1 業務改善の推進	①「学校と教師の業務の3分類に」基づく業務の精査
	②学校業務の適正化
	③よりよい教育課程の編成・実施

### 必要な環境整備

重点取組2 働く環境の整備	①休暇を取りやすい環境づくり
	②柔軟な働き方の推進
	③教職員のメンタルヘルス対策の充実
重点取組3 部活動改革	①部活動指導ガイドラインの徹底
	②部活動指導員の配置
	③適切な部活動運営のための体制整備(地域展開)

重点取組 4 地域・専門人材の活用	①支援スタッフの配置
	②教育相談体制の強化・充実
	③多様な専門性や背景を持つ人材の活用
重点取組 5 意識改革・理解促進	①管理職をはじめとする教員の意識改革
	②在校等時間の把握とデータ分析・活用
	③保護者・地域への理解促進

## 業務の見直し・適正化

### 重点取組 1 業務改善の推進

- ①「学校と教師の業務の3部類」に基づく業務の精査
- ②学校業務の適正化
- ③よりよい教育課程の編成・実施

#### 業務見直し・適正化の基本的な考え方

業務に関する役割分担の見直しにあたっては、文科省が指針に示すとおり、「責任体制が明確になるよう留意し上で、総合教育会議における協議をはじめ、役場関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるように努めること」とし、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しを図ることとする。

また、業務の適正化を図るにあたっては、中教審答申（令和6年8月27日）にもあるとおり、「従来はともすると一人一人の教師が強い使命感や責任感の下で、多様で幅広い業務を自己完結的に抱える傾向があったが、このような「個業」型の業務遂行から、業務の一部を思い切って他の教師や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジの徹底により、「チーム学校」を実現していくことが必要不可欠であり、このことが働き方改革と教育の質の向上につながるとの共通認識」を持ちつつ、業務の適正化を図ることとする。

## ○学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等は、地域学校協働活動である「ながら見守り隊」の強化と活動の推進を図る。
- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者や地域住民にゆだね、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応では、学校が役場顧問弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

## ○教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査・統計等への回答では、内容の精査を行い、村教委から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校プールの管理業務については、早期に学校業務からの切り離しができるよう検討する。
- ・8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、11年度を目途に、全ての部活動の地域展開を実現する。

## ○教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応では、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

## ○学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・学校行事等について、児童生徒にとって本当に必要かどうか、学校が担うべきものかどうかの視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進める。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により校務を効率化する。

## 必要な環境整備等

### 重点取組 2 働く環境の整備

- ① 休暇を取りやすい環境づくり
- ② 柔軟な働き方の推進
- ③ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

#### ○教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

##### 【教育委員会の取組】

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員の医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 毎年、ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

##### 【学校の取組】

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう促進する。
- ・ 8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・ 衛生管理者を中心に、学校衛生委員会を開催し、教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策等について協議する。
- ・ すべての教職員についてストレスチェックを適切に実施する。
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員や高ストレスと判定された者に対して校長による面接を実施し、医師による面接指導を奨励する。
- ・ 定期健康診断の結果に基づき、健康に異常が認められた者に対して、精密検査や必要な検査を受けるよう勧奨する等の措置をとる。
- ・ 若手教職員を支える体制を構築するため、若手教職員と年齢が近い中堅教職員や経験豊富なベテラン教職員に気軽に相談できるような体制づくりなど、相談しやすい職場づくりを進める。

## 必要な環境整備等

### 重点取組 3 部活動改革

- ①部活動指導ガイドラインの徹底
- ②部活動指導員等の配置
- ③適切な部活動運営のための体制整備

#### 【教育委員会の取組】

- ・舟橋中学校の部活動指導ガイドラインの順守状況の把握を行い、必要に応じて改善を求める。
- ・複数の学校による合同部活動や、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携等を推進する。
- ・中学校体育連盟・文化連盟等に対し、関与する大会・コンクール日程の把握・公表及び見直しを要請する。
- ・部活動指導について、部活動指導員はじめとした外部人材の活用を図る。

#### 【学校の取組】

- ・部活動指導ガイドラインを踏まえた活動計画を策定し、計画に沿った部活動の実施を行う。また、校長は活動計画や活動実績の確認を行う。
- ・複数の学校による合同部活動を実施する場合は、教員の負担増とならないよう配慮する。
- ・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等と積極的に連携する。
- ・設置する部活動や担当する教職員の数について、学校の実情に応じ、生徒や教職員の数、部活動指導員の活用状況等を考慮して適正化する。

## 必要な環境整備等

### 重点取組 4 地域・専門人材の活用

- ①支援スタッフの配置
- ②教育相談体制の充実
- ③多様な専門性や背景を持つ人材の活用

#### 【教育委員会の取組】

- ・授業の準備や後片付け、作品の展示、環境整備、または学習評価や成績処理の補助等について、スクールサポートスタッフをはじめとした外部人材の活用を進める。
- ・校務の負担軽減とICT利活用促進のための、GIGAスクールサポーターの活用を進める。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門知識・経験を有する人材の活用を進める。
- ・保護者等から過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、法的観点から指導・助言を行う舟橋村顧問弁護士の活用を進める。
- ・特別非常勤制度等を活用した専門人材の配置を進める。

#### 【学校の取組】

- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、整理と切り出しを行い、地域人材や教員OBの協力を得るなど、負担軽減を図る。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門知識・経験を有する人材による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。

## 必要な環境整備等

### 重点取組 5 意識改革・理解促進

- ①管理職をはじめとする教職員の意識改革
- ②在校等時間の把握とデータ分析・活用
- ③保護者・地域への理解促進

#### 【教育委員会の取組】

- ・管理職及び管理職以外の教員等に対して、「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」に基づく働き方改革に関する研修を実施する。
- ・教職員の人事評価において、業務改善や働き方に関する視点を適切に位置付け、教職員自身の働き方を自己点検できるようにする。
- ・時間外在校時間の把握とデータ分析等、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該の学校に聞き取り、指導等を実施する。
- ・各学校における業務改善の取組状況を確認し、効果的な取組の横展開を図る。
- ・保護者や地域社会に対して、学校の働き方改革に関する情報発信と協力依頼を行う。

#### 【学校の取組】

- ・毎年度ごとに策定する教育計画等に、教職員の働き方に関する視点を入れる。
- ・学校の自己評価に、業務改善や職員の働き方に関する項目を位置付ける。
- ・校内において、業務改善のためのワーキンググループや研修会等、若手から中堅教職員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具体化することのできる体制整備に努める。
- ・教職員在校時間を、校外や土日、祝日などにおける校務についても、できる限り客観的な方法により日々把握する。
- ・保護者や地域社会に対して、学校の働き方改革への理解や協力を求める取り組みを実施する。

## 5. 今後のフォローアップについて

- ・本計画の着実な実行を図るため、小中学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。
- ・各年度における取組・進捗状況の点検を行い、次年度に向けた単年度の「重点取組」を策定する。  
策定に当たっては、各年度の取組の効果や課題を踏まえつつ、業務の縮減の定量的・定性的効果を念頭に具体的な取組を検討するものとする。
- ・保護者、地域社会の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

### 取組の実施による業務縮減のイメージ（例）

#### 重点1-① 「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査

業務の整理と切り出し（発出文書や調査等の見直し、行事の精選や内容の見直し）

週1時間×4週＝4時間／月

#### 重点1-② 学校業務の適正化

校務のDX化（生成AIや各種アプリの活用など）

1日30分×5日×4週＝10時間／月

#### 重点3-① 部活動指導ガイドラインの徹底（中学校）

平日1日、部活動を行わず、定時退勤した場合

1日2時間×4週＝8時間／月 （19時まで業務をしていると想定）

土日の活動を行わない場合

1日3時間×2日×4週＝24時間／月

#### 重点4-① 支援スタッフの配置

教材準備補助、配布物の印刷・仕分け、清掃指導補助など

1日30分×5日×4週＝10時間／月



重点取組の実施により、上記のとおり縮減できた場合

小学校で月24時間、中学校で月48時間の時間外在校等時間の縮減が見込まれる。